

山梨県公報

第六号

令和元年

五月二十七日

月 曜 日

目次

- 保安林の指定の予定(四件)……………四五
- 家畜伝染病の発生……………四六
- 家畜等の移動を禁止する区域の指定……………四六
- 土地改良区の解散の認可……………四七

告示

山梨県告示第十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和元年五月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 保安林の所在場所 大月市七保町駒宮字狐尾三一六から三二一まで、字上坂三一四、三一五
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字狐尾三一六・字上坂三一四(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、字上坂三一五
2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び

大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和元年五月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 保安林の所在場所 上野原市桐原字西沢一〇六〇二、字沢渡一〇九〇五
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字西沢一〇六〇二(次の図に示す部分に限る。)、字沢渡一〇九〇五
2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和元年五月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 保安林の所在場所 南巨摩郡南部町下佐野字インノ四八六の一、四九七の一、五〇〇の一、字柿元五一八の三、五一九の三、五二〇から五二二まで、五二三の一、五二四の三、五四七の三、五四八、五四八の一、五四九、六五〇、六五二、六六六、六六八から六七一まで、六七三、六九二、六九五、七二四、七四五の一から七四五の三まで、七四六、七五七
- 指定の目的 水源の涵養
- 指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めぬ。
 - 2 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和元年五月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 保安林の所在場所 南都留郡山中湖村平野字皆形二一九七の五六二、二一九七の八

- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定実施要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字皆形二一九七の五六二（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山中湖村役場に備え置いて縦覧に供する。

山梨県告示第十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

令和元年五月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者又は疑似患者の区分	発生群数	発生場所	発 生 年 月 日
腐蛆病	みつばち	患者	二群	北杜市	令和元年五月十五日

山梨県告示第十六号

山梨県家畜伝染病のまん延防止に関する規則（昭和三十一年山梨県規則第五十二号）第四条第一項の規定により、腐蛆病のまん延を防止するため、みつばち等の移動を禁止する区域を次のとおり指定する。

令和元年五月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

一 指定区域

北杜市明野町浅尾（後宮、吉良窪、池之下、坂南及び坂北の地域に限る。）、同市明野町浅尾新田（白石、陣場、北原及び踊石の地域に限る。）、同市明野町上神取（諏訪原及び寺前の地域に限る。）、同市須玉町穴平（川又、飯米、下河原、中河原、上河原、片瀬、天津名、源長、柳坪、笠張、西川、久保田、蟹坂、前田、宮田及び夏目原の地域に限る。）、同市須玉町小倉（古城、御所村、御所前、瀧の口、御所村北、小手指、下片瀬、上片瀬及び朝日田の地域に限る。）、同市須玉町東向（隆蔵、上ノ段及び白金の地域に限る。）、同市須玉町江草（大方前、向山、西川原、上ノ段、芝原田、下川原、中川原、下中尾、中町田、下町田、上町田、上中尾、北ノ久保、前田、久根ノ内、前田道西、東又、越道、百々、入ノ平、上ヶ登、向川原、平内原、大入、上川原、神田、斑山、佃沢及び南沢の地域に限る。）、同市須玉町大蔵（西大久保、下河原、中屋敷、長坂、大木田、下屋敷、上河原、上屋敷、天神、東大久保、飛津及び山東の地域に限る。）、同市須玉町若神子（小平、下河原、下平、家之前、悪畑、向原、鰻沢、間坂、花塚、久根合、村上、上河原及び儀生の地域に限る。）、同市高根町箕輪（久保、中尾根、海道下、大坪、新田及び大林の地域に限る。）、同市高根町蔵原（上蔵原、中蔵原及び下蔵原の地域に限る。）、同市高根町小池（小池上及び小池下の地域に限る。）及び同市高根町下黒沢（志合及び丸山の地域に限る。）

二 指定家畜の種類 指定区域で飼育されているみつばち

三 指定の概要

指定の期間 令和元年五月十五日から当分の間

四 その他必要な事項 指定家畜及び腐蛆病の病原体を広げる恐れのある物品は、西部
家畜保健衛生所長の指示を受けなければ指定区域内での移動又は当該区域外への移動
をしてはならない。

山梨県告示第十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、令和
元年五月十三日長浜土地改良区の解散を認可した。

令和元年五月二十七日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 株式会社印刷 甲府市北口二丁目六番